

●香川県告示第197号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和6年10月4日

香川県知事 池田豊人

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和6年7月3日	かもだ歯科医院	観音寺市坂本町五丁目19番33号
令和6年8月31日	医療法人社団 久保外科整形外科医院	観音寺市柞田町甲2098番地